

第六十一回国会 衆議院 商工委員会 議録第十号

(二〇四)

昭和四十四年三月十八日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小宮山 重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 海部 俊樹君

理事 黒金 泰美君

理事 坂本 三三君

理事 田中 榮一君

理事 増岡 博之君

理事 岡田 利春君

理事 佐野 進君

理事 中谷 鉄也君

理事 武藤 山治君

理事 吉田 榮造君

出席國務大臣

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

出席政府委員

田秀一君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として中
谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に關する法律を廃止する法律案(内閣提出、第六十回
国会閣法第九号)
特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正
する法律案(内閣提出第二五号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本合成ゴム株式会社に関する臨時
措置に關する法律を廃止する法律案を議題といた
します。

本日は、本案審査のため、前回に引き続き参考
人として、日本合成ゴム株式会社副社長川崎京市
君が出席されております。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。中村重光君。

○中村(重)委員 通産大臣の見解と申しますか考
え方をお尋ねをしたいと思います。

この法律案の審議の中で私も感じ取ったこ
とは、通産省にしてもあるいは大蔵省にしても非
常に不勉強だという感じが強く受けたというこ
とであります。その詳細にわたりますとは、局長そ
の他関係者から御報告あつておると思ひますか
ら、深くは申し上げませんが、この百万株、金額
にして額面十億円になるのですが、そのような
私どもはあえて巨額と申し上げますが、株式の処
分にあたつて慎重を欠いたうらみがあると思ひま
す。株式の処分方法にいたしまして、ある

は価格の問題にいたしまして、その補欠として柳
三月十八日
委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として柳

す。さらに附帯決議がこの法律案の制定にあたつ
てつてあるわけですが、その趣旨からいいたしま
しても、国会に對する連絡が不十分であつたとい
うことでございます。法十一條によりまして、会
社の経営の基礎が確立したならば株式を処分する
ということが規定してありますから、私どもは、そ
の処分すること自体に對しましては、いろいろ意
見は持つておりますけれども、それが絶対にいけ
ないとは申し上げないものであります。しかし、処
分をしてしまつて空洞化してから廃止法案だけを
突如として国会の審議を待つというのでは少な
いものであらうか、こう思ふわけです。いま少し
慎重を期する必要があるのではないか。また法
十一條にいたしまして、經理の基礎が確立した
ならばこれを処分しろということになりまして、
三十八年の下期から一割配当をやつております。

したがつて、その時点からの会社の経営者ある
は労働者あるいはその他関係者の努力の結果であ
らうと思ふのでございまして、その基礎が
確立をした今日まで一割配当を続けています。そ
して処分はやつています。十一條によつて処分した
というならば、その十一條の中には、すみやかに
処分をするということになっておりますが、三十
八年の下期から一割配当であつた。だがしかし、
いままで処分をしないできた。それにはそれなり
の考え方があつたのではないかと。ところが、処分
をいたしまして、倍額増資をするということが実
ははつきりしているわけです。そうなつてまいり
ますと、百万株を前に一割だけ公開競争入札をい
たしてありまして三千百六十円で処分をして、そ
してそれから落として二千八百円でもって隨意契
約でやつていくという、そういう方法ですね。倍
額増資ということになつてまいりますと、額面と
いうことになつてまいりまして、非常にそう
いう株式の所有者というものは安い価格で引き受

けたという形に實際なるわけです。それから会社
の経営者であるとか労働者に対しては、功勞株と
いう形で所有させることになつておるのでありま
すけれども、功勞株とは何ぞやということになつて
まいります。その他の利害関係者と同じような価格
で引き受けさせたということになつてまいります
ならば、功勞株ということとは、ただ株を持たした
ということだけが功勞なものとということになつて
まいります。ですから、私どもが質疑の中に申し
上げたのは、三千百六十円という競争入札の結果
これを三變化成が所有することになつたわけ
です。それから倍額増資ということになつて、明ら
かに株式所有者というものは安い株式を所有する
ことになつてまいります。だから隨意契約である場
合は三千百六十円以下であつたのではないかととい
うことが一つの考え方であるわけです。それで経営
者であるとか、あるいは特に労働者は賃金が非常
に低かつたわけです。この一、二年大體世間並みの
賃金になつておる。そのようなこと等を考へて
まいりますならば、やはりそういう功勞者に對し
ては、できるならば額面というところでもよかつ
た。そのようなものもその点を考へてみますと、
処分の方法あるいは価格の面、それから附帯決議
の趣旨等からいいたしまして、国会に對して十分連
絡をとる、そういうことが必要ではなかつたのか
ということでございます。通産大臣から、私の意
見を申し上げましたようなことについてのあなた
の率直な考えをひとつお聞かせ願ひたいと思ひま
す。

○大平國務大臣 この法案の御審議について、い
ろいろ御心配をいただきました。恐縮をいたしてお
ります。

いま中村委員から御指摘の第一の株式の処分の
問題でございます。これは一応政府では、本法の
十一條の規定に従つて行なつたものでございまし

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和四十四年三月十八日

て、その間の事情は、慎重な御審議の過程におきましても、政府側から十分御説明申し上げたことと存するのでございます。しかし、これは一応通り一ぺんといえ通り一ぺんでございます。大切な国有財産の処分でございますから、仰せのように慎重の上にも慎重を期し、公正を期して、大方の心からなる御納得がいくような手順で、念を入れて運びたいものであったと私は思うのでございます。運び方につきましては、遺憾の点が多かったことはおわびを申し上げます。

それから第二点として、株式の処分の時期が、すでに一割配当で会社の業績が三十八、九年に相当ようになっておきたにもかかわらず、処分の時期がおくれたという点でございますが、これは御案内のように、三十九年秋ごろから政府内部では内々この株式の処分につきましては検討が進められておったようでございますが、当時は株式市場が低迷期にございましたので、必ずしもこれを処理する環境ではなかったという判断で見送られておったと聞いております。その後四十一年に至りまして、景気は上昇過程に入りまして、株式市場も立ち直りまして、一応処分の環境が整ったと判断いたしましたので、この決断をいたしましたということでございまして、御了承をいただきたいと思っております。

それから第三点、この十億にのぼる大量の処分という重大な会社としての懸案の処理にあたって、国会をはじめといたしまして各方面に御報告を怠ったこと、とりわけ昭和三十三年の五月十四日に当委員会の御決議の第二項にございすように、「本法による会社の設立並びに運営の経過については、適時国会に報告すること」ということが附帯決議に明瞭にうたわれておるにもかかわらず、時期を失してそういう重大な報告の義務を懈怠したという点につきましては、万々私どものほうで陳謝することばがないのでございます。今後こういう点については十分戒めてかかるつもりでございますので、御了承賜われば幸いに存じます。

○中村(重)委員 実は私もいましては、三十八年の下期から一割配当がなされた、いままでどうして処分しなかったのか、その処分の時期がおくれたことを言うわけではないわけですか。やはりこの合成ゴムという産業はきわめて重要な産業である。だがしかし、まだ輸入に待つという現状でございますから、この日本合成ゴム株式会社を設立した、国策会社として発足させたというのにはそれなりの重要な意義を持っておったわけですね。ですから現時点においてこれを処分することが適当なのかどうか。政策目的が十分達成されたかどうかという点に対しては、私も必ずしもその時期が到来したとは考えていないわけですが、しかしそれは政府として、その時期は到来しておる、経理的基礎も確立したから、法に基づいて処分したということについては、これがだめだと声を大にして申し上げるわけではないわけですが、ですから、この政策目的を達成したかどうかというところが、通産省としても、特に通産大臣がこの処分にあたっては判断をしていただかなければならなかった点ではなからうかという点を第一に指摘しておるわけですね。

それから、くだくだりますから私は申し上げませんけれども、何か倍額増資というものがはつきりわかっておった。そういう際に三変化が落ちたが、三千百六十円だつて、これは上場するのと五千円くらいになりまして、安いのと、安いのとが考えられる。そういう際に、それからさらに下げて随意契約でやつたというところに何か意図的なものを感じるのです。どうも明朗さというものが欠けるような感じがするところを一つの問題点としたわけですね。まだいろいろありますけれども、きょうは簡単に大臣に、審議中に御出席がなかった関係上、考え方を聞かしていただきたいという意味でお尋ねをしておるのです。私がお尋ねしますことは、実はあとで附帯決議でもって委員会としての意思を明らかにすることになっておりますので、これはあまり多く申し上げません。それからもう一点大臣に御注意を喚起しておき

たいと思ひますのは、これも広い意味の特殊法人になるわけですが、どうもこれら特殊法人に対する監査、監督というものがおざなりになっておるのではないかとこの感じを受けます。日本合成ゴムに対しても、当然これは通産省が監査、監督をやらなければなりません。膨大な報告書というものも来ておるのようですが、それに目を通しておったのかどうか疑わしいわけですが、立ち入り検査一回やっていないのです。どうもそういうことではルーズになってくると思ひます。だからこれからは、通産省の監査、監督というものをひきとくべきでなければならぬと思ひます。これらの点に対する大臣の考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○大平國務大臣 本法がねらつておる政策目的は果たされたかどうかという判断でございますが、私も私としては、一応会社の経理的基礎も確立をいたしましたし、政策目的は一応達成したということでも踏み切つたわけでございます。もともとゴム業界はこれから非常に未来を持った産業でございますので、これからさらに躍進を遂げていただくなければならぬわけでございますから、むしろ民間形態におきまして、活発に増資その他の挙に出てもらつて、さらに生産力を高めていく。御指摘のようにいまも輸入があるという状況でございますから、国内の生産力を高めるという方向に、民間企業形態を活用して、存分に伸びてもらいたいという期待をこめて、今度の法案を御提出申し上げたような次第でございます。

それから第二点の三千百六十円、そのあとの隨意契約二千八百円というのは低目じゃなかったかという御判断でございます。値段の問題でございますけれども、いまの時点に立つてみますと、中村委員が御指摘のとおり、そういう御判断は正しいと私は思ひます。値段であつたのではなく、時としては相当目一ぱいの値段であつたのではないかと、そういう判断で政府が踏み切つたと承知いたしております。

それから第三の問題といたしまして、こういう政府関連会社の監督の問題でございますが、事務的には十分監査を行つてきておつたと思ひますけれども、それが御指摘のように十分行き届いた真剣なものであつたかどうかという点につきましては、われわれは多数の関連会社を持っておるし、政府機関も持っておるわけでございますから、仰せの精神をもちまして、終始緊張した姿勢でこの種の監督、監査に当たらなければなりませんし、そういう決意で臨みたいと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 それから国有財産の扱いの問題ですが、実は大蔵委員会に附帯決議をつけてありますので、大蔵大臣を中心にいたしました。その他関係大臣が、今後の扱いをどうするかということについて御協議もあらうかと思ひます。国有財産法第六條では、普通財産は大蔵大臣がこれを管理し、処分するということになっておりますが、第八條でもつたただし書きがついて、これらのいわゆる特別会計についてはこれを除外するというような形が実はあるわけですね。それと行政財産については、それぞれの所管大臣の権限でもつて処分するということになっておりまして、中央審議会の議を経る必要はないというふうなのが解釈です。解釈論としては問題ないと思うのですが、立法論としては実はおかしいと思うのです。それから国有財産の処分に慎重を期するという方向であるのですから、やはりそういう条文にとらわれることなく、国有財産というものを慎重に扱つていくということから、大蔵大臣と協議をするとか、あるいは引き継ぐことはだめだということにはなつていないわけですから、進んで慎重を期していく、こういうことでなければならぬと思ひます。ですから国有財産法の再検討をやつていただきたまは、大蔵委員会における附帯決議並びにこれから当委員会におきましても附帯決議をつけますから十分ひとつ遺憾なきを期していただきたまひ、こう思ひます。その点に対するひとつお答えをいただいております。

○大平国務大臣 いまの点につきましては、昨日の決算委員会、非常にきびしい御決議がなされ

御要請がなされたのでございます。私どもとしては、国有財産全体の問題はもとよりでございますけれども、国有財産たる株式の処分に関しましては、従来の制度に再検討を加えまして、処分の方

法並びに評価が、一そう適正に行なわれるよう、大蔵省とも十分協議いたしまして、適正な措置を講

じたいと思っております。

○中村(重)委員 あとは質問ではなくて要望いたしておきますが、附帯決議の問題については大臣が率直に遺憾の意を表明されましたが、この合成ゴムに対処するところの附帯決議だけではなくて、法律案の議了にあたりましては、実はいろいろの問題点もありまして、附帯決議をもつて最大公約数として全会一致という形で扱われてきて

ておるわけですが、ですから、附帯決議をつけましたあとで、大臣から、十分その趣旨を尊重してまいりますという発言があるわけですが、その発言がその場限りではなくて、いま大臣がお答えになりましたように、この後は十分附帯決議の趣旨を尊重して、それを生かしていく方向に指導していただくたいと思っております。ひとつ大臣の最後の決意を伺いまして終わりたいと思っております。

○大平国務大臣 仰せの御趣旨を十分体して最善を尽くしたいと思っております。

○大久保委員長 これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大久保委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立議員。よって、本案は原案

のとおり可決いたしました。

○大久保委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 ただいま提出いたしました附帯決議案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

日本合成ゴム株式会社に係る臨時措置に関する法律を廃止する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の点につき特に留意すべきである。

一、日本合成ゴム株式会社の政府所有株式を処分した際の措置に必ずしも当を得ていないものがあつたことにかんがみ、今後、国有財産たる株式等を処分する場合には、その方法及び評価等に適正を期すること。

二、日本合成ゴム株式会社が民間会社に移行した後においても、同会社を含む合成ゴム製造事業者に対し、強力な行政指導を行なうこと。

以上でございます。

第一点は、各委員から繰り返し質疑のあつたところでありまして、問題の所在は十分明らかにされております。今後国有財産たる株式等の処分にあつては、この点をよく認識し、正当な手続と公開の原則のもとに処分の適正を期すべきものと考えます。

第二点も質疑が活発に行なわれたところでありまして、合成ゴム企業の体質、資本自由化問題、日本合成ゴムのシェア等から見て、今後においても合成ゴム製造事業者に対する指導と監視は政府において強力に続けられるよう要望するものであります。

以上が提案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立議員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。大平通商産業大臣。

○大平国務大臣 ただいま御議決をいただきました附帯決議につきましては、これを尊重いたしまして、御趣旨に沿うよう善処をいたしたいと思

います。

○大久保委員長 おはかりをいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 次に、内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の提案理由説明は、去る二月二十五日聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、まず最初に大臣に総括的

な面について御質問をしたいと思うわけでございます。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案の内容は、メリヤス業並びに特定染色業ということになっておるわけでございますが、これに関連いたしまして、すでに紡績あるいはまた織布等がその実施の段階に入つておるわけでござい

ますが、これら全体を見まして、現在の日本における繊維産業が日本経済の中に占める役割りと申しましうか立場と申しましうか、そういうものをこれからどのように発展させていくべきか、あるいは措置していくというように通産当局は考えておるか、このような原則的な面について、簡単にで結構ですから、大臣の見解を聞いておきたいと思

います。

○大平国務大臣 先進諸国等の繊維産業と日本の繊維産業とを比較いたしますと、かつては世界で王座を占めておつた日本の繊維産業でございますけれども、現在では、まず第一に、とてつもなく数は多い、近代化、自動化は非常に進んでおる、生産性は非常に低い等、歴然たる格差がついておるわけでございまして、先進諸国との競争におきましては非常に弱立場におることは御案内のとおりでございます。それにもかかわりませず、近隣のチープレーバークの追い上げがたいへん激しくなつてまいりまして、対米輸出に例をとつてみましても、だんだん日本のシェアが低下する傾向にあるということが憂慮されておるわけでござい

ます。したがって、繊維産業の生きる道は、どうしてもみずからの体質を思い切つて改善せねばならぬ、それで国際競争力を高めて、近隣諸国の追い上げに抵抗力を十分身につけねばいかぬ、そういう方向でいくことが繊維政策の当然の基本的な方向であると思

います。

第二の点といたしまして、まだ二百万近い労働者が雇用されておるといふことから、日本の第二次産業の中での比重は非常に重いと思つてござい

ます。したがって、この繊維産業は、日本の産業全体が重化学工業化してまいるといふ過程で後

退を余儀なくされるというままに放置しておいてはいけないうわけでございます。どうしても、高度化と申しますが高級品化と申しますか、そういう方向にみずからの活路を時代に即して切り開いていかねばならぬことが要請されておると思うのでございます。非常に繊細な感覚を持った日本民族でございますから、必ずやユニークな特徴を持って、世界でとりつばな市民権を確保できると私は確信いたしますが、そういう意味におきまして、日本の繊維産業の存立擁護のためにも、また国際的な競争力を力強くつちかかってまいりますために、構造改善政策につきましましては非常に精力的に推し進めてまいらねばならぬ、そう私は考えております。

○佐野(進)委員 大臣の御見解は、繊維産業について将来とも発展させるといふ方向で努力をする、こういうふうにお聞きをいたしたわけでありましたが、そこで、大臣の提案理由の説明の中で触れられました点を中心にして質問を続けてみたいと思うわけでありまして。

まず第一に、いまもお話しございましたが、大臣は、「わが国の繊維工業を取り巻く内外の経済環境がきびしくなりつつある情勢の中で」と、こう申しておられるわけでありまして、内外の情勢の中で特にきびしい情勢は、アメリカを中心とする輸入制限運動、それから韓国、台湾、香港等を中心とする低関税国に対する特恵関税をはじめる、あるいは繊維競争、そういうような問題があると思うわけでありまして。したがって、それらの問題についてまずお聞きをいたしておきたいと思うのであります。アメリカの繊維に対する輸入の自主規制の問題については、ニクソン大統領がその就任前、いわゆる立候補の段階から今日に至るまで、非常に積極的と言つてもいいほどの取り組みを続けてきておられます。アメリカの議会内部においても、ミルズ法案あるいはその他議員提出法案の名のもとに幾つかの法案が準備せられあるいは提出されておるといふような段階であります。したがって、この点については大臣も、国

会答弁の中においてもあるいは記者会見の中においても、たびたび、いろいろな表現の違いはあつても、見解を発表しておられるわけでありまして、今日の時点の中で、このアメリカの輸入制限、いわゆる自主規制の問題に対して大臣はどのように考えておられるか、お伺いしてみたいと思うわけでございます。

○大平国務大臣 一月の三日にアメリカの第九十一議会が招集されて、またたく間にたぐさんの輸入制限法案、これは大体輸入クォータをきめるといふ法案のようでございますが、鉄鋼とか繊維とか、あらゆる業種についてたぐさん出てきておるわけでございます。それでその成り行きが憂慮されておつたのでございまして、二月六日になりました。新大統領の記者会見で言われたことは、まず第一に、ニクソン氏としては輸入クォータ法案はあまり賛成できぬといふことを言われております。彼は自由貿易論者のカテゴリーに属する人のようですけれども、ただその次に言われたことが気にかかると、アメリカに対して輸出しておる国々の業者との間に自主規制が行なわれるといふんだ、これは政府がタッチしない、業界の中で自主的にやつてもらえればそのほうが望ましいんだ、という意味の発言があつたようでございます。その発言に対して、アメリカ国内にいろいろな反響があるようでございます。繊維業界、繊維労組、これはもとよりニクソンさんが選挙の公約実現に忠実に第一声を放つたといふことで、非常に歓迎しておるようでございますけれども、輸入業者や小売業界では反対を表明しておるといふこと、このようでございます。それから各プレスなどの反響はまあまあでございます。有力紙では、そういうことをやることはアメリカの利益からいって必ずしも賢明ではないんじゃないかといふような、「ニューヨーク・タイムズ」とか「ワシントン・ポスト」なんかはそういうような論説を出してくれているようでございます。アメリカの国内の世論もまだそういうところへ帰してない、一本に結晶をしていないといふ感じがする

かと思うのです。それから第二点として、それでは輸出国、つまりヨーロッパとか日本とか、その他アメリカに対して繊維品を輸出している国々に対してアメリカ側が何かアプローチを試みたかといふと、いまの時点まで何も来ていないわけですね。ないわけでございます。それから、このままずっとつづいてくれたらいいわけでございますけれども、これから何が出てくるのか不安な気持ちが抜け切れないうのが正直な意味でいつてわれわれの心境でございます。

そこでどうするかといふことでございましてけれども、まだ何もお話がないのに、こつちでいろいろあれやこれや論評するのはいかがかと思つた。どうかと思つたので、できるだけ黙つておりました。ところが、この問題は、新聞界でも、非常に大きな問題でございまして、結局話題になるわけですね。

そこで、ぼくは第一に業界は一体どう考えているんだといふようなことで、各業界、これは綿ばかりでなく化繊のほうもいろいろ聞いてみたので、すけれども、業界も多様な業界でございますから、ほんとうにかたまつてくれているのかどうかといふような点を心配しておつたのでございまして、いろいろな点を見てみると、業界のほうは今度は非常にうまくまとまつておるようでございます。万が一ボランタリーな形で相当輸入制限的な動きがとられた場合、こちらの足並みが乱れてはいけませんので、そういう点は心配ないかといふ点、いろいろ瀬踏みをしてみるのでございまして、けれども、そういう点の心配は今度はないようでございます。

それから、政府内部では関係関係がしつちゅう会つておまして、これは文句なく、万が一そういうことがあつたら大いに反対せざるを得ないんじゃないかといふようなことで、すでに駐米大使を通じて前広に国務省のほうにはこちら側の憂慮を伝えてあるという状況でございます。それから

各政党内でも、自民党はこの間決議をしていただいたようにございまして、静かなるうちに対応した用意をしつとあるといふのがいまの状況でございます。

○佐野(進)委員 実は去年のいまごろを思い出すが、去年の秋、課徴金の問題がやはり国会内外の非常に大きな問題になつて、当時権名通産大臣もこの問題について積極的な発言をしておられ、関係業界をはじめ、それぞれ積極的な対応策を講じられておつたようでございます。それに比較いたしますと、この繊維の輸入の自主規制問題については、さつき大臣がお話しになられたように、アメリカにおける日本製品のシェアは毎年どの程度の減少はないとしても、日本における繊維製品の輸出量全体のシェアから見ると非常に狭まっております。ここ数年の比較を見ても、繊維製品全体が二十億ドル以下、十六億ドルから十九億ドル程度のシェアしか持たない。しかも、その中でアメリカに対するシェアも決して向上してない。こういうような状況下においてアメリカの繊維製品に対する自主規制が行なわれるといふことは、欧州をはじめとする先進国はもちろんこれ以上のきびしい措置をとることが考えられるわけでありまして、さらに低関税国は繊維製品の開発が最も安易に行なわれるといふことで、むしろ日本とそういふ面においては競争国になりつつある現状の中で、大臣がいかに繊維製品、繊維産業についてこれを前向きに発展する方向で努力すると言つても、現実の面としてその希望が打ち砕かれていく、こういうことが予想されるわけですね。したがって、大臣は触れたくないけれども触れざるを得ないのだという消極的な見解、これは一面からわかるけれども、この段階においては、去年の輸入課徴金に対する問題以上に積極的な取り組みをしない限り、日本産業の、現在よりいまだに一つの中核的な役割りを果たした、いまでも重要な柱の一つでありまして、この繊維産業全体に対して非常に大きな影響を与えることになるのではないかと、こ

ういうように考えるわけでありまして、もつと政府において、もちろん駐米大使を通じてこれに對する交渉をなさしておるとかどうとかいうことがありますが、触れたいけれども触れざるを得ないのだ、寝た子を起すのだというような感覚でなく、むしろそういうような国内における世論の高まりがアメリカをして自主規制に踏み切らせない、そういうような条件もつくり出しておるのではないかと私は考えるのですが、もう少し積極的な大臣の対応策、対策というのについて意見を聞かしてもらいたい、こう思うわけです。たとえば去年の課徴金以上の決意をもつて取り組む必要があるのではないかとこのことに関して、ひとつ御意見を聞かしてもらいたいと思います。

○大平國務大臣 第一に、アメリカの繊維業界は最近ずっと非常な繁榮でございまして、なぜ輸入規制をやらなければならぬのか、ちよつと了解に苦しむわけです。

それから対米輸出のシェアですが、日本のシェアは御指摘のようにほとんど変わりがありません。ですから輸入クォーターはもとよりございしますけれども、自主規制にいたしまして、何でもそういう政策をとらなければいかぬのか、明文はないじゃないかと思ひますので、アメリカの繊維業界としてはそういうことはやる必要は一つもないじゃないかという対米PRは、政府も業界も盛んにやっておるわけでございます。

それから第二点といたしまして、しかしながら、いま佐野さんの御指摘のようにちよつとわれわれが考へておかなければいかぬのは、この繊維の輸入制限問題というのは一つの孤立した問題ではないのでございまして、日米経済関係の複雑な一環になっておりまして、ですから日本はもうアメリカにとつては相当有力な、あらゆる面において競争相手になっておるわけでございます。ですから、従来に比べて日本に對しては非常にきびしい態度にアメリカがなつてきておるわけでございます。ですから、いまの残存輸入制限の自由化の問題、とりわけ対米関心品目の自由化の問題とか、

あるいは一番やかましいのは資本の自由化の問題です。そういう問題の取り組み方が、あんまりこつち側が横着をきめ込んで、いつまでもみこしをあげぬというような状態であると、非常に先方を刺激するわけでございます。だから全体の総合作戦でございまして、私どもとしましては、輸入の問題、資本の自由化の問題、そういう問題を含めて非常に用心深くアメリカとの交渉をやつておるわけでございます。それで、日本も非常に前向きにいつて、そして日本の一億のマーケットを合理的にアメリカに開放するだけの用意を、手順を整えればやる用意があるんだという背景をよく認識しておく必要がある第一にあると思います。そういう方面は着実にやつておるわけでございます。去年の暮れに日米間の交渉がございましたけれども、なかなか農産物なんかむずかしい問題がございまして、工業品のほうも相当原局では各業界と非常にホットな議論をしまして、そしてある種の提案をいたして、いま鋭意折衝中のゆえんであるものも、そういうあんまりつれない姿勢で理解の糸を切つてしまふということとは非常に危険だと思ひますので、そういうような点で日本の資本の自由化と残存輸入制限の自由化をどのようなテンポで前向きに進めてまいるかという点を進めることが一つ対策として大事だと考えております。

それから第三は、先ほど私がちよつと触れましたけれども、政府も業界もいろいろ——これは業界も商売でございまして、それで日本のように蓄積が乏しい国、企業でございまして、アメリカと長い戦いをやつて途中でまた脱落するものがあつたりすると、これは十分効果的な対抗措置がとれません、そういうようなこともありますので、十分国内の世論も固めてまいりまして、みんな呼吸を合せて、どんな事態にでも変にに応じて措置するだけの体制を固めつつあるわけでございます。大いにPRをするとかいうことより前にそういう用意をやつていくことのほうが大事だ、そういうのがいまの段階のわれわれの仕事じゃないかというふうに心得ております。

あるいは一番やかましいのは資本の自由化の問題です。そういう問題の取り組み方が、あんまりこつち側が横着をきめ込んで、いつまでもみこしをあげぬというような状態であると、非常に先方を刺激するわけでございます。だから全体の総合作戦でございまして、私どもとしましては、輸入の問題、資本の自由化の問題、そういう問題を含めて非常に用心深くアメリカとの交渉をやつておるわけでございます。それで、日本も非常に前向きにいつて、そして日本の一億のマーケットを合理的にアメリカに開放するだけの用意を、手順を整えればやる用意があるんだという背景をよく認識しておく必要がある第一にあると思います。そういう方面は着実にやつておるわけでございます。去年の暮れに日米間の交渉がございましたけれども、なかなか農産物なんかむずかしい問題がございまして、工業品のほうも相当原局では各業界と非常にホットな議論をしまして、そしてある種の提案をいたして、いま鋭意折衝中のゆえんであるものも、そういうあんまりつれない姿勢で理解の糸を切つてしまふということとは非常に危険だと思ひますので、そういうような点で日本の資本の自由化と残存輸入制限の自由化をどのようなテンポで前向きに進めてまいるかという点を進めることが一つ対策として大事だと考えております。

○佐野進委員 大臣は時間の都合があるようでございまして、それでは引き続き質問を続けたいと思ひます。

対外情勢ですね。繊維産業を取り巻く対外情勢の中でいま一番大きな問題は、アメリカあるいは欧州の先進国、これらの輸入規制の問題あるいは自主規制の問題、こういうものが非常に大きな問題になりつつあるわけですが、これだけ議論しても一時間や二時間では尽きないと思ひますが、きょうはそのほかの問題がありますので、私は、これについては、ひとつ絶対そういう動きに屈することなく、万全の対策を立て積極的に取り組んでもらいたいという要望をしておきたいと思ひわけでございます。

もう一つ対外的な問題で大きな課題は、いわゆる低開発国の繊維産業における競合あるいは日本に對する輸入、こういうような問題が繊維産業の当面する大きな課題になってきておるわけでありまして。

そこで私は、日本がOECDに加盟し、これの勧告を受け、あるいはUNCTADの勧告等があつて、対外援助あるいはまた特惠関税の供与その他のいろいろな低開発国向けの政策が世界的な情勢の中で日本に對して要望が非常に強まっているわけでありまして、そういう形の中で特惠関税供与問題がいま当面の課題になりつつあるわけでありまして、繊維産業における特惠関税問題について政府、通産省当局はどういう取り組みを現在されつつあるのか、これからしようとするのか、この点について、簡単にけつこうですかからひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○大平國務大臣 三月の初めにOECDに約束どおり供与品目、例外品目——工業製品が例外品目で、農産物のほうが供与品目ですが、そのリストを提出しました。それでアメリカはまだ提出がないようでございまして、E.E.C.はもう提案になったかと思ひますが、いずれにいたしまして、それが全部出そろつたところでOECDでまず先進国側の会議が開かれて、四月の末に第一回

の会合が持たれ、六月の末には第二回の会合が持たれて、UNCTADのほうにその結論を報告するスケジュールになっておるわけでございます。

日本も約束どおり一応この間各省打ち合わせましてリストを出したのでございまして、けれども、これは一つの瀬踏みのリストでございまして、これから各先進国の間でも、いろいろ利害がございしますから、いろいろ出し入れをやらなければいかぬのだらうと思ひますから、これは世間に発表しないことにいたしておりますが、いまお尋ねの繊維工業製品につきましては最大限の配慮を加えてございまして、それだけは私は申し上げられると思ひます。

○佐野進委員 国際競争力を強化するために今度の措置が出たという大臣の提案趣旨の説明等もございまして、これらにつきまして、さらにあとで国際競争力のこの両業種の見通しの中で関連してお伺ひしたいと思ひます。

そこで私は、国際的な、いわゆる外的な情勢について大臣の見解を聞いたわけですが、引き続きまして国内の繊維産業を取り巻く情勢等について、三質問をしてみたいと思ひわけでありまして。

まず第一に、この繊維の構造改善の事業を遂行して、いわゆる国際競争力を強化する、規模の適正化をはかるとか、いろいろ説明をされておるわけですが、この問題の研究をすればするほど、繊維なりあるいは特定染色なり、こういうような業態、業界にとつて一番問題になるのは流通過程における経費が非常にかかる、特にメリヤス関係においては、流通過程における経費が非常に高いという生産段階における経費とほぼ匹敵する、そういうような形の中で消費者にこれが提供されるという形になるわけでありまして、この構造改善の案の内容を見ておきますと、それらの面に対する対策について、ほとんどいいいほど配慮が払われていない。設備をよくする、あるいはまたグループピングを進める、こういうような点については非常に力が払われているようですが、最も

重要な問題であるこの流通改善というか流通問題に対する政策に配慮が行なわれていないというところについては、この改善案の最大の欠陥でないか、こういうように考えるわけですが、その点、どうしてこの面についての対策が行なわれなかったのか、ひとつ説明を願いたいと思います。

○高橋(通)政府委員 お答えいたします。繊維の流通の仕組みを見てまいりますと、原糸の製造段階から、最終製品をつくるまでの間にいくつもの加工の段階を経ています。さらに卸と小売り、こういう段階を経て消費者に至りますその過程が非常に長く、しかも複雑であるというのが繊維流通の一つの大きな特徴であると思います。他面、こういうような各段階で繊維が持ちます独特の性格、つまり流行性であるとかあるいは季節性というものが基つきますリスクがございます。そのリスクがこういう流通段階において分担をされておる。かつまたそういう流通過程でいろいろ商品規格がなされておる。こういうようなことでございまして、流通部門というのが繊維の需給の面におきましてたいへん大事な役割を持っておるということがいえると思います。したがって、繊維の流通の仕組みを近代化するということは、消費者にとっても、また生産、流通に携わる各事業者にとってもたいへん重要なことと言いうまでもございません。それで、現在一生懸命実施しようとしておりますこの繊維工業の構造改善の実をあげる意味からも、この流通面についての対策を行なうということが緊急な課題であるというところはまさに御指摘のとおりでございます。そのため、従来から産業構造審議会の繊維の部分でございまして、その中で特に流通の小委員会を設けまして、いろいろと調査、検討を進めてきておりますが、この際さらに一段と基本的な調査をやる必要から、本年、昭和四十四年度の予算におきまして、海外それから国内の両面にわたります総合的な実態調査を行ないまして、またその結果を分析しまして、その近代化の方向あるいは方策を分析にすべきかということ把握し、必要に応じた対

策を検討してまいりたい、ただいまこのように考えております。

○佐野(進)委員 私も流通問題が大きな欠陥という問題点だと思つていろいろ調べたわけですが、ところが、いま言われた産業構造審議会をはじめ、いろいろの面で問題点の指摘はしておるけれども、具体的な解決策というものが無いわけですね。ないというところは、現在の経済機構の中でこの流通段階のおくれが一番大きな課題になっていることはだれも指摘するし、どの部門においても指摘するのですが、それが行なわれ得ないという状況があらわれているわけですね。だから、この問題についての具体的な取り組みを、いま言われたようなくわりの説明で考えていくという程度ではたしてこのメリヤス業なり染色業なりがこの構造改善の中で十分国際競争にうちかかたけのものが経済的にも打ち立てることができるかというところになると、私はたいへん疑問だと思つております。したがって、せっかくこういうような構造改善を出すなら、提案する際、流通部門におけるこの対策について、もっと積極的な具体的な対策を提案されてしかるべきではなかったかと思うのです。これについては目下さらにことは予算をあげて調査いたしますというわけでも、調査は五年前くらいからやっているわけでも、実際上も審議会の答申が出てから二年近くなるわけでも、そういうような形になるとするならば、全くことばの上では必要ですとは言いがた、ここはどうしても手をつけることができない。だから生産者から消費者に至る段階の中で流通経費だけが生産総額と匹敵するようものにならなければ消費者の手に渡らない。こういうようなことになつておると思うのですが、いまだ積極的に取り組む考え方について、これは大臣からひとつこの点を御聞きしておきたいと思うのです。

○大平(通)大臣 いま正直に告白しまして、通産行政の当面している問題で一番むずかしい問題だと思つております。それで体制整備と申ししまして、

生産段階の問題が論議もされ、施策もされておつたのでございませうけれども、實際上、御指摘のように、問題は流通面のほうが整備されないとどうにもならぬというところ、これは繊維ばかりでございませうが、そこにいまだこういうことを始めておるかと思つて、御承知のように、小売りの段階ではボランティアチェーンもずっと拡充していく、それから卸売り段階におきましては総合卸売りセンター、卸売り団地、そういったものを形成していく、これは中小企業振興事業団が、ことしは特に力こぶを入れて府県の協力を得てやつて、ことしの予算の一つのハイライトであつたわけでございます。それから割賦販売制度、消費者金融、取引の定型化と申しますか、そういった商慣習そのものを標準化していく、それから輸送過程では、いろいろの包装とかあるいは荷役、輸送、そういったものをできるだけ機械化する、そういった方面にともかくも一応手を染めておるわけでございます。しかし、これはこれからのわれわれが当面する最大の課題でございまして、いまわが手を染めて出発したばかりの段階でございまして、佐野さんのおっしゃる通りに十分の成果を用意して今度の法案に盛り込むに至らなかつた点は非常に残念でございますけれども、問題意識は十分とらえておるつもりでございます。鋭意しかも着実にこれはやめていくつもりでございますので、いろいろ御指導をいただきたいと思つております。

○佐野(進)委員 次に、私は内的条件の一つの問題として繊維業、なかんずくメリヤス業あるいは染色業が当面する問題点について、大臣の見解あるいは繊維局長の見解をぜひ聞いておきたいと思うところがあるわけですね。

それはいわゆるメリヤス業は中小、零細あるいは家内工業、そういうような部門に属する業態が大部分といつてもいいほど構成面において比重を占めているわけですね。

したがって、中と称せられる企業でも、いま構造改善をしなければならぬほど追いつめられた段

階にあるわけですが、小、零さらには家内工業、ほんとうに零というところになるのかならないのか、わからない程度の人たちがこれらの業種に携わつておる状態を全国的に散見するわけです。こういう人たちが今度のこの改善事業の実施に伴つてどのような状態になるのかというところは、非常に大きな問題点になるのだと思つております。

そこで、そういう問題に触れる前に、現在の情勢の中で、これらの人々に対する対策についてどう考えておるかということをお聞きしてみたいと思つております。

その一つは、いま大臣もおっしゃいましたが、いわゆる商慣習という形の中で、小、零細企業者が大規模経営者ないし大商社資本、こういうものから不当な取り扱いを受けている問題が幾多あるわけですね。こういう問題について、せっかくの機会でありまして、どのような措置をとる必要があるかということについて検討をしておいていただかなければならぬと思つております。いわゆる商社やデパートが納める品物について、自分かつての判断に基づいて返品をする、あるいは止め柄制度を設けて自由なる選択を行なう、あるいは手形期間の延長を自分たちの判断に基づいて行なう。これは通産当局から出してもらつた資料の中にもあるわけですが、手形の支払いの延長という形の中では、相当長期にわたる、九十日をこえるものが五一・八%にも及ぶような現状がいまあるわけですね。こういうことをそのまま認めておいて、いかに現在の小規模企業その他のグルーピングをはかつたところで、それは結局大企業あるいはデパート等のそういうような業界を潤すことになり、現実にはグルーピングをしなければならぬという段階における小規模企業者の利益にはならないのではないかと。したがって私は、こういうような不公正な取引をどうやって変えていくか、やらさないうようにするかどうかということが当面する大きな課題になつておると思うのであります。これらについて具体的な立法ないし制約をする措置、こういうものが通産当局においてははからなければならぬ

いと思うのですが、これについてひとつ見解をお聞かせ願いたいと思います。

○乙竹政府委員 一般制度といたしまして中小企業庁のほうからまず御説明させていただきます。

先生御指摘のように、いま具体的なお話がございましたが、デパートと小さな卸屋さんとの間に返品あるいは止め柄または手形の期限が非常に延びているというふうなことは、われわれ事実としてつかんでおります。この問題を抜本的に解決いたしますのは、結局両者の力関係のバランスがとれるようになることが絶対必要である、これが一番ポイントであると思うわけであります。したがって、繊維の構造改善も、また近く御審議をお願いいたします中小企業近代化促進法の改正も、弱いメーカーの立場、弱い商社の立場を強くしてバランスをとらせよう、そしてこういう不当な取引慣習を打開していこうということをねらっておるわけであります。この根本的なことのほか、さしあたり具体的な問題といたしまして、下請企業のあまりにもアンバランスな立場を保護いたしますために、政府が直接介入いたします支払い遅延防止の法律があるわけであります。この遅延防止の法律につきましては、御承知のように不当返品を禁止いたしておりますし、割り引き困難な手形を渡してはいけないというふうな規定もございます。さらにこの法律の行政的な運用といたしまして、私たちのほうから、長期の手形はやめてもらうように標準手形サイトを示しておる、こういうふうな手配をしておるわけであります。

ただ、この運用は公正取引委員会と私たちのほうとで連絡をとってやるわけでございますけれども、従来や両者の間の連絡が欠けておった点もございまして、近く公正取引委員会と私たちのほうの運用がもっと円滑にいくように運用の改正をいたしたいということで話し合いがつきまして、三月から次のような諸点について運用改正をしようと思っております。その第一点は、両者間の連絡を強化するというところでございまして、これは中小企業庁と公正取引委員会とがそれぞれ調査

いたしました企業を分担いたしましたして、この間の有機的連絡をはかる。それから第二には、調査いたしました企業について、この法律違反の疑いが濃い場合には、直ちに立ち入り検査をする。また立ち入り検査をしたものにつきましては、従来とかくその後行政指導等で時間がかかったのでございまして、すみやかに処置をし、大体一年以内に事実として完結する。事実として完結すると申しますのは、悪質なものにつきましては、直ちにこれを勧告した後は公表をする、こういうふうなことでございまして、こういう事実を一年以内には片づけるということで、この下請代金支払遅延等防止法の運用の強化をはかっていく、こういうことを近くやる予定でございまして。

○佐野(進)委員 いろいろまだほかにこのことに関連して聞きたいことがあるのですが、時間もだいぶたつておりますから、次の問題に移りたいと思います。

〔委員長退席、武蔵(嘉)委員長代理着席〕

私は、このような内外情勢のきびしい状態の中で、繊維工業の構造改善の事業が行なわれるわけであります。そういたしますと、これらの法案の内容をよく読ませていただいて研究をすればするほど、この条文そのままでこれを適用した場合は、いままでの紡績と織布の関係における過去の例等の関連の中から、このメリヤス業等については、いわゆる資本系列下に入るか商社の系列下に入る、こういうような形以外にこの改善臨時措置法に基づく対策が立てられていかなくなる危険があるのではないか、こういうような点が非常に心配されるわけであります。そういう点について、箇条をどのよう措置されようとしておるかという点が一つであります。

その次に、さつき申し上げたとおり、この対象業種は非常に中小零細業者が多いわけであります。特にこれは組合に対してそれぞれ措置をとるということに法律がなっておるわけであります。

したがっていわゆる産地組合に入っていないアウトサイダーの業者、あるいはまたいわゆるグルーピングの対象にまでならないような零細企業は必然的に切り捨てられる、切り捨てられざる限り、この臨時措置法の対象としてのそれぞれの恩恵を受けることができない、こういうような関係にならざるを得ないと思うのであります。こういう点について、切り捨てにならないという保障あるいはアウトサイダーもこの対象外に除外しないという保障は、当局は一体どのような方法で考えておられるのか、この際伺っておきたいと思っております。

○高橋(淑)政府委員 お答えいたします。今回実施いたします構造改善対策のねらいは、中小企業者の地位を向上させるということにございまして、たとえばメリヤスについて例をとってみますと、こういうような基本的立場に立って、産地の中小企業者の現地の事情を十分念頭に置いた上で、実効ある方法で対策を進めていくようにいたしました。そういう場合、もちろん中小企業者が中心にたゞいとお話のございました商社とかあるいはメーカーとの協調ということによって共存共栄がはかれる、あるいはそれが必要だという場合もあり得ると思っております。一律にそういうような方式は好ましくないというとも言えないのではないかと。したがって、そういう点はケース・バイ・ケースに考えまして、適切な指導を行なうてまいりたいと思っております。

それから第二点のアウトサイダーのお話でございますが、メリヤスに再び例をとって申し上げますと、たしか組合のアウトサイダーと称せられる方は全体の一〇〇程度かと思われまして、組合はすべての人に門戸を開放しておるわけでございまして、そういう方は極力組合の中に入っているように指導をいたしますし、また今度の構造改善対策におきましては、強固なグループを組むということが主眼でございまして、この制度を積極的に活用するように、いわゆるPR活動をし、

またよく趣旨を認識してもらいまして、このグループの中に入ってきていただくようにつとめた、このように考えております。

○佐野(進)委員 一番重要な問題であるにもかかわらず、これも非常に抽象的な答弁しかいただけないのは残念ですが、これは実施の段階でさらに積極的に取り組んでもらいたいと思うのですが、私はそれに関連して、今度の対策がグルーピングが主要な使命だというようにいま繊維局長が説明されておるのですが、そういったことは、あのグループングを行なうということ、いわゆる近代化的な設備と機構の中で、それぞれの業者が再建というか立ち直っていくということになるわけですが、しかし今日案外近代化されたことによつて、設備を近代化したことによつて、むしろ過剰生産あるいは経費倒れということでも倒産が非常に大きくなるというふうな傾向があると思うわけです。

メリヤス業の場合においては、季節的な関係において倒産例も出てくるわけですが、季節的な関係における倒産といえども、やはり過剰設備なり過剰生産なりあるいはまた力にそぐわない対策を立てておったがゆえに倒産する例も、倒産の内容を調べると非常に多いわけです。もちろん季節的には、ここでもメリヤス業の倒産の資料がいろいろあります。前年度より今年度は比較して今年度は相当多いけれども、前年度に比べて今年度は相当多い。前年度より今年度は非常に企業規模その他においても内外環境がきびしいとはいえないながら、設備は近代化されており、結局過剰生産に基づく倒産ないし緊急融資対策が不足したことによる倒産ということをおの事例は示しておると思うのですが、そういうような形が出ると同時に、グループングをする反面、零細企業者はそこに吸収されることのできなくなつて、ついに家内労働者になるというふうな形になり、あるいはどこかの工場労働者になるという形になるわけです。こういうような過剰生産対策ないし労働対策は非常に大きな問題になつてくると思うのですが、こういう点についての対策と、それからもう一つは、グループングをしたけれども同じような状況の中で運営を

しておつたのではどうにもならない。特に低開発国の追い上げ等に対しては、国際競争力を強化するという意味においても、いわゆる独特の高級な技術を持った製品をつくっていかねければならぬ。ところが、大企業は研究機関があるから独特の高級な製品をつくることに研究もできるけれども、グループ化された小集団は、小企業とまではいかないけれども、一つのそれらの単位の企業は、研究等に対する費用の支出がなかなか思うにまかせない。そういうことに對する、具体的なグループ化をする費用については相当程度金融上の措置その他で考えておるけれども、こういう研究開発助成というものに対する対策はこの段階の中ではきわめて少ないように考えるわけですが、どう措置しておるか。この二点について御説明願いたいと思います。

○高橋(憲)政府委員 第一点の、設備の近代化に伴います過剰生産が起るおそれがある、あるいはそれに対してどう考えておるかという点でございますが、確かに設備を近代化したとすると、商品生産能力の増加をもたらしということもございまして、構造改善策について、このような過剰生産を防止するため、従来いろいろと措置を講じておるわけでございます。繊維については、機械のビルドを行ないます際に、いわゆる団体法に基づきます設備規制によります一対一の比率で廃棄をするというほかに、過剰機械を解消するため一定率の上乗せの廃棄を義務づけております。それから、特に御指摘がありましたメリヤス業については、これはいろいろ試算をいたしてみますと、需要の伸び率といえますが伸長性が非常に高いので、織布のような上乗せ廃棄をする必要はないと考えられますけれども、しかし必要最小限の措置として、団体法に基づきます設備規制によりまして同じく一対一の比率で編立機の廃棄を行なう、こういうように考えております。

それから染色業につきましては、その中で特に過剰であると認められますローラー染色機について一括廃棄を行なうというのを予定しております。染色のその他の分野におきましても、必要があれば一定のスクラップを行なうということも考えております。

それからグループの技術開発につきましては、制度といたしまして、中小企業の技術開発補助金というものがございまして、また大きな研究につきましても重要技術開発研究補助金というものがございまして、ただ、遺憾ながらこの二つとも従来繊維についてはあまり活用されていなくて、この実情でございますので、今後はこういう制度を十分活用するようにしていかねばならない、こういうふうに考えております。メリヤス部門にしましては染色部門にしまして、企業の資本力が弱い、研究開発に投ずる資金量もきわめてわずかなのであるというのにはまことにそのとおりでございますので、今度の構造改善におきましても、この技術開発を積極的に進め、共同開発体制を確立して行なうということを目標の一つとして掲げておる次第でございます。

○佐野(進)委員 いま局長から過剰生産対策、スクラップ化についての見解が表明されたわけですが、今度の法律と既存の法律の関係の中で、そういう点を規制しますとはいわれながら、それじやいまままでの法律の精神に基づいてやるのかどうか、新しい法律というものはいまままでの法律とは一体どういう関係を持つのか、そういう点についてこの際、やはり法律上の条文として明確にしておいてもらいたいと思うのです。ということは、いま言われた団体の組織に関する法律の第五十八条においては、設備新設の制限命令を主務大臣は出すことができるわけですが、命ずることができ生地の製造業、丸編みくつ下製造業、というように形の中で業種が指定されているわけですね。そういう形の中で指定されている業種で今度設備改善についてそれぞれいふんなことをやるんだということがいわれているわけですね。これは設備規制に関する問題との関連の中で一つの大きな問題点

だと思ふのです。さらにもう一つ、繊維工業設備等臨時措置法があるわけですね。この中で第一条は「この法律は、繊維工業設備の設置及び使用を規制し、云々」ということになっておるわけですが、ところが今度の新法の中には、特にこのメリヤス業その他の中においてはそういう条文といふか対象がないわけですね。指導の中における方法としてはあつても、法律上の問題としては、前の二つの繊維と紡績のほうの関連、この二つの中において示されているような具体的な明文がない。いわゆる設備を近代化し、グループ化をし、そうしてどんどん国際競争力にうちかかっていくんだといううようなことは強調されている、そのための施策は講ずるといふことになっておるけれども、いままでの法律はそれとなくして、いわゆる過剰競争という過剰設備というのか、そういうものに對して一つの対策を立てておるわけですね。これの関連が、いま言われたような形が行なわれれば、一つにおいては零細規模における企業はほとんど切り捨てていってしまう、一つにおいては一定の条件、系列化された業界においてはほとんど近代化して生産量が加速度的に上昇する可能性を持つ、こういうような内容を持つに對しては、今度の法案を調べると、これらに對してはやはり明確な基準を設け、誤りのない措置を講ずる、こういう点がなければならぬと思うのですが、これについてひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○高橋(憲)政府委員 いまお尋ねの中小企業団体法といふのは、繊維新法、それからただいま御審議をいただいておりますいわゆる特種法、この三つの法律の関係、特に設備規制面についての関係についてお答えをいたします。

まず第一に、中小企業団体法によりまして安定命令が出されておりますが、これは中小企業の過当競争からたらされる不況状況を克服するために自主的な調整だけでは不十分である、こういう場合に発動されるものでございまして、いま御指摘のございましたように、織布、メリヤスについて

は法律五十八条による設備制限命令が出されております。

それでは紡績業についてはどうかという点につきましては、紡績業はいわゆる中小企業業種ではございませんので、中小企業団体法による設備規制を実施することはできませんけれども、そのかわりいわゆる繊維新法によりまして、紡績業の主要な設備であります精紡機につきまして制限登録制を実施しておるわけでございまして、これが先生御指摘の繊維新法の第一条の目的に掲げられておるところを、実際にどうやって実施しておるかという点の説明でございます。

特種法とのからみ合いでございますが、確かに特種法におきましては直接設備制限の規定は設けておりません。しかし、各業種ごとにいま申しました設備の制限とリンクをいたしてそのことを考えております。第一は、紡績業につきましては、繊維新法によります制限登録制、これを前提として、まして構造改善の一環として精紡機の一括処理を行なうというように過剰設備の処理を考えております。またこれを実施いたしました。それから織布業につきましては、先ほどの御質問の際に答えましたが、機械のビルド一台に対して中小企業団体に基きます設備の規制によつてスクラップ一台を必ず義務づける。そのほかにいわゆる上乗せ廃棄と申しまして、綿・スフの場合は〇・六台、絹・人絹においては〇・五台の廃棄義務を課しまして過剰設備の発生を防止し、そうして生産性の向上をはかる、こういう措置をとっております。この上乗せ廃棄のいわゆる義務分については、国の措置としてはその半額を補助するということをいたしております。それからメリヤス製造業におきましては、グループ化をやりますときに設備ビルドということが行なわれますに際しまして、同じく中小企業団体法に基づきます設備規制による一対一の編立機のスクラップというものを進めたいと思つております。

○佐野(進)委員 私はいまの質問に関連して、織布業、メリヤス業、まあ染色業は当然であります

○佐野進委員 同じ条件にあるのをどうして除外したかということになると、説明にならないと思うのですよ。準備が必要でございます。準備は同じでしょう。だからどういう形の中でこれがはずされたかということをもう少し明確に——で

り、職業の安定という名のもとに事実上職場を離れていった人たちが、いわゆる零細家内労働的になって、長時間労働、深夜労働あるいはその他低工資というような形の中で、全体的な混乱を招く一つの要因になるわけです。こういうことは臨時

したがって、こういう措置をとり、近代化して、グローバル化して、国際競争にうちかかつということになるのですから、こういうような体制の組合に対して、福祉施設なりあるいは厚生施設なり労働条件なりという形の中で、政府はひとつ十分

地方の労働力を活用するよう何かくふうをこらしていきたい。とりあえずいまこのように考えております。

○大平国務大臣 いま佐野さんの御質疑を通じて指摘されましたいろいろな問題がございますが、

とりわけ縫製業、それから流通業、そういう面、準備の手順等が手おくれになっておりまして、事態が深刻であるにかかわらず、施策のほうがあつては、たいへん遺憾に思っています。これは鋭意精力的に続けてまいる所存でございます。

それから労務者対策、福祉対策、それは仰せのとおりでございます。できるだけきこまかく配慮してまいりたいと思ひます。

で、できるだけ繊維産業全体を、冒頭に申しましたように非常なおくれを先進国に對してしまつておりましたので、こちら自身が早くキャッチアップしていかねばいけませんし、また日本独自の特色を生かして開発性の多い高級品にだんだん持つていくようにいろいろくふうをこらしまして、各方面の意見も十分聞きながら施策をしてまいりたいと思ひます。

○大久保委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 きようは大臣出席のもとで質問ができるわけでありまして、あまりこまかいことを言つても大平大臣にお答えできないんじゃないかと思ひますから、総論をやるという気持ちで少しく尋ねてみたいと思ひます。一時半ごろには大臣のからだをあけないと本会議に間に合わないということがありますから、一時間ぐらいの間……たいへん国民経済の立場から見ると重要な繊維産業全体にわたる問題でありますから、かなり大臣も法の趣旨や性格はみ込んでおることと思ひます。

まず最初にお尋ねいたしますが、特定繊維工業構造改善臨時措置法というこの法律のねらいと申しますか、性質といひますか、そういうものは、競争原理が完全に働くような体制に持つていくためにいまのおくれを取り戻そうとねらつておられるのか、いわゆる資本主義の完全な意味のコスト競争のできる企業にこれを押し上げていくという考え方なのか、それとも、非常に数多くて資本力が過小で弱小な企業という特別な性格を持つてい

る繊維だから、これを保護するんだという保護政策的な性格を前面に出していかうとするのか、この法の精神というものを一体大臣はどのように御認識されておりますか。

○大平国務大臣 総論的なことで恐縮でございますが、私は武藤さんの御質問に對して思ひ当てるのでございます。日本の産業全体について言えることだと思ひますが、これはほんとうの意味の競争ができる以前の状態にまだ足を引きずられておる状態ではないかと思ひます。

したがいまして、端的に申しますと、明るい健全な、ダイナミックな、近代的な競争ができるような状態にまず置くということが、これは繊維産業もとりでございまして、その他の産業についても言えることではないかと、そう思ひます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、通産省がこの法律に基づいて指導することを、時限立法で五年間ということ、一定の目標を設定しても、その目標に到達した時点では完全競争というものが行なわれても体質的には心配ないんだ、そういうものを一応目ざして、いわゆる競争原理というものが完全にその段階で働いても心配ないんだ、こういうことをやはり目標にしておられるわけですか。

○大平国務大臣 政策を立てる場合に、ただだらエンドレスな状態に置くことはいけませんので、一応の年限を画して、その間に鋭意やつてその目標を達成するということにいくべきだと思ひます。しかしながら、過去におきましていろいろ例がございまして、この時限立法は、そのときの時点において再吟味いたしまして、あるいはまた国会に御延長をお願いする場合がありますと限りませんけれども、限られた時間の間でベストを尽くして、いま仰せのようなところに何としても持つていくようにやつてまいりたいというのがわれわれの任務だろつと思ひます。

○武藤(山)委員 繊維局長、あなたのほうから提出していただいた資料、なかなか詳細にできております。これはなかなか感心するほどよくできて

おりますが、この資料に基づいていろいろお尋ねしますが、四十年度の工業統計によると、繊維工業全体の企業数が十二万五千二百二社ある。そのうち紡績業が二千二百二十五あると書いてある。この二千二百二十五の紡績業というものは多過ぎるのだ、これがフル稼働されたら、もう原糸関係では多過ぎる困るんだという判断なのか、それとも紡績のほうはそう過剰ではない——しかし、いままでの実績を見ると、過剰だからスクラップしておるわけですから、紡績は過剰なんだと思ひますが、この二千二百二十五の企業というものを最終年度にはどの程度に整理を——もちろん自然淘汰でありましようが、どの程度の企業数にすることが望ましいと考えておるのですか。

○高橋(淑)政府委員 まず数字でございしますが、私どもの資料のつくり方が、「企業数」と書きましたが、実は「事業所数」でございます。訂正をいたしておきます。

それからその事業所数は、いまお話しのように、四十年度で二千二百二十五でございます。これを二体幾つにするのかということにつきましては、そういう目標を立てておりませんで、たとえば五万錠以下の企業は極力グループ化していく、それから五万錠以下の企業で非生産商品をつくるものは、これはその独自性を生かしていくということを目標としていたしております。今回実施いたしました過剰設備の処理によりまして、目標年次であります四十六年度には需給の面から見てもまずまずの姿になるのではないかと、このように考えております。

○武藤(山)委員 繊維局長も、まだ繊維局長になられて日が浅いものですか、非常に答弁が抽象的なのが特徴なんですか、そのまあまあと申すことではつきりしないのは国会答弁ではちよつといただけないのですよ。その二千二百二十五ある事業所のうち、企業数は三百二十四で間違ひありませんね。そのうちいまの局長の答弁では五万錠以下のものをグループピングする。五万錠以上のものという、この統計表でいくと大体二十社

ですね。あとのこまかいやつがグループピングされるのだとおっしゃいます。五万錠以下というのが百四十一もあるんですね。この五万錠以下の百四十一というものは一口にいうと、局長認識されている程度はどの程度の規模ですか。

○高橋(淑)政府委員 千錠から千五百錠ぐらいのものが多いいと思ひます。

○武藤(山)委員 従業員とかその企業の大体の形はどんなものだろうかということをおつしやつたらどうですか。どのくらい規模ですか。ほんとうの零細ですか。家族企業ですか。それともやはり法人で十人くらいは従業員はおるのですか。

○高橋(淑)政府委員 いわゆる個人企業ではございまして、法人企業で数十人の従業員を持つておる、こういう企業でございまして。

○武藤(山)委員 私はなぜこういうことを尋ねるかという、メリヤスと染色の今回の改正案を論議するにあつては、過去の紡績の構造改善がどうなりつたのか、また織布の状況がどうなりつたのか、現状をまずおさらいしておかなければ、メリヤスと染色の対応策がはたして適正であるかどうかというのの答えが出てこないと思ひます。したがって、この二年間実施してきた問題について伺つておるわけなんですから、直接メリヤスに関係ないじゃないかと思ひな

いように願ひたいと思ひます。一番問題は、やはり紡績の場合ですね。紡績に限つては過剰生産なんですよ。局長いかがですか。

○高橋(淑)政府委員 いわゆる特定紡績業につきましては、確かに過剰設備を持つていた、それを解消するためにこのたびの紡績の一括処理を中心としての措置をとりました。したがって過剰生産があつたということは事実でございまして。

○武藤(山)委員 そうすると、過剰生産があつたというの過去形であつて、現在ではもう過剰さみではない、もうこれからスクラップしなくともいいという段階が来たのですか。まだスクラップを

し、あるいはビルドをするのか、設備の更新、それだけで、スクラップのほうは一応段階は過ぎたのだ、こう考えていいのですか。

○高橋(淑)政府委員 過剰設備はまずまず解消されたと考えております。

○武藤(山)委員 それは過剰設備が解消されたというだけではなくて、糸の値が非常によくなつて、それで採算ベースに乗るといふ段階が経済の循環の周期で来る。その循環の波の低いときにはスクラップはやめて、またそれがダウンしたときにはさあ国のほうでスクラップだといふのが業界のかつての動きじゃないのでしょうか。したがっていまの輸出や内需といふものを考えた場合に、絶対数というのは一体過剰さみなのか、これで好ましい生産状況なのか。というのは、価格の面だけの採算性で業者の意向を判断したのでは、私は日本全体の経済のこれから目標といふものに近づけることが——ときどき経済の循環に従ってストップをする、そういう傾向が出てくると思うのであります。しかし時間がないから、ここで糸の価格の変動とか、ずつとあなたのほうで出した資料を見ると、価格に対応してスクラップの傾向といふものが動いておるのですね。そういうことを考えてみると、どうも特定紡績業の場合、まだこれは過剰さみの設備になっているのじゃないかと思ふのであります。しかしその認識のほどは別として、四十三年度のスクラップ化の計画は、一律廃棄が六十万錠、それが実績として六十二万錠できた。ところが任意廃棄のほうは、四十万錠の計画が十六万八千錠しかスクラップできなかったわけですね。これは一体どういふ原因なんでしょう。半分に達しないわけですね。

○高橋(淑)政府委員 今回の一括廃棄のやり方として二つに分けてまして、二番目のほうがいわゆる任意処理でございますので、実はできるだけ目標の四十万錠を達成してほしいといふことで業界のほうにも繰り返し要請をいたしまして、率直に申し上げまして、ある時点においてははたして何万錠出るであらうかといふことが心配されたわけでございますが、業界の努力等もすいぶんありまして、まずまず四十万錠の約半数、二十万錠程度の処理が行なわれたといふことでございます。任意処理という性格上、政府からいわれる強制をするといふことはできないわけでございます。で、結果的にはこのあたりが当時の状況から考えてみればまずまずのところではなかったか、このように考えております。

○武藤(山)委員 そうしますと、この実績はまあまあというところではないのですか。

それから四十四年度は通産省はどういう指導をなさるのですか。一律廃棄、任意廃棄は四十四年度は一切やらないといふいま御判断なのですか。

○高橋(淑)政府委員 こういふ法律に基づきます一括廃棄は、もう今回で終わりでございます。

○武藤(山)委員 過去の実績は、四十二年でグループ化したが三グループで十三社、四十三年で二グループで六社、それから現在設立準備中が七社、資料にはこう出ておりますね。そうすると全体で見ると、これはいまの準備中の中に入れてもまだ二十六社です。そうすると、三百二十四社のうち二年間で二十六社、比率からは非常に少ないような気がするのです。あと残されたのは三年間ですからね。これで一体五年間の時限立法であつたのねらつた目的といふものが果たせるのかどうか、それはどうお考えになりますか。

○高橋(淑)政府委員 錠数のほうで答えさせていただきます。約五十万錠の設備を持つ企業についてグループ化がいま行なわれております。あと百万錠程度をやはりグループ化することが目標でございます。これには大いに努力しないとなかなかむずかしいと思ひますけれども、何とか百万錠をやつていきたい。あと九十万錠に対しては、非量産品種、落綿とかいわれる特紡紡績と称せられるものでございまして、これについてはグループ化を考えておりません。

○武藤(山)委員 そうすると、あと全部で千二百六十万錠あるわけでしょう。四十三年八月十日現在大体千二百六十万錠ですね。そのうちこの構造改善で最終年度にこれを減らすといふのは大体どのくらいを目標にしているわけですか。この数字は、千二百六十万錠が五年後には一千万錠になるのか、九百万錠になるのか、どうなんですか。

○高橋(淑)政府委員 四十六年度を目標にしまして、基本計画を立てましたそのときは、過剰が二百四十万錠ないし二百八十万錠程度であらうといふことで、それを目標にしまして現在までに処理を行ないましたのが、一括処理で約八十五万錠、それからいわゆる格納紡績でスクラップ・アンド・ビルドあるいはスクラップ・アンド・オープンという方式で実際に減少させたものが三十万錠、こういうことでございまして、その差額につきましては、その後の需要の動向を見ますと、合議系を中心にした伸びが認められるというやうなこともございまして、いろいろ計算のしかたはあろうかと思ひますが、当初申し上げましたように非常に大きな過剰にはならないのではないかと、このように考えておりました。

○武藤(山)委員 次に、資料でいいですから、いままで十三社が四十二年、四十三年で六社、これは大体規模別でどのくらいな資本金の会社、従業員数がどのくらい、そういうもののグループの実態をひとつ資料で——わかつていただけますか。

○高橋(淑)政府委員 わかります。お届けいたします。

○武藤(山)委員 通産大臣、この数字を見ると、五千錠未満のものが全体の四三・五%を占めているのですね。これはほんの小さい業者ですね。これをグループ化するといふことは、口ではやさしいがなかなか容易ならぬことなのであります。というのは、規模が違ふから、大きいところとグループすると、自分のところのメリットが減るとか、いままで社長気どりでいられたのがいられなくなるとか、いろいろの感情もからむし、これはなかなかグループと一口にいってもむずかしいのであります。ですから、こういう対策を通産省として——これは繊維だけじゃないです。軽工業あるいは流通部門、あらゆる零細企業にいえることな

のであります。こういう現状をどう指導していくか。これはやはり中小企業者の一番聞きたい点なものであります。いまの中小企業白書を読んでみても、これについて適切な答えが書かれていないのです。大臣、おそろしく短い大臣就任期間でしようが、総理大臣になる前に、ひとつこういうことについて中小企業者の聞きたいといふことをどう国は指導していこう、また業界はどうして、自主的にいまえたちはこうすべきだ、国はこうしていきましよう、その両面の側面を大臣どうしたいと思ひますか、こういう小規模企業といふものについての近代化は。

○大平國務大臣 むずかしい問題でございまして、かつて三十五年に池田さんは所得倍増計画を出したときに、農民の数が非常に減るだろうと言われて、これは農業とか中小企業はいわば半雇用の状態ですから、どうしても所得をあげようと思へば完全な雇用の状態に持っていかなければならぬわけがございまして、所得倍増計画といふのはあれはことばが悪いので、ほんとうは完全雇用計画への道といふてやればよかったのだらうと思ふのでございまして、そうすることによつて中小企業者と農民の間でだんだん半雇用の状態からほんとうの雇用の状態に移り変わつていった過程が過去十年の歴史だと思ふのです。これは政府の政策というよりは、むしろ技術革新と国際競争の圧力を受けて、日本がそれだけの刺激を受けて、日本産業がそれに対応する姿勢をとらなければならなかった過程だらうと思ふのです。その間に御承知のように農民も減つたし、中小企業者も減つてきたわけがございまして、こういう産業の高度化、近代化をやつてまいるといふことは、そういうことばで言つていられるけれども、ほんとうは中小企業と農村との就業人口をより完全な就業状態に置くといふことを意味すると思ふのでございまして、その過程はいまもなお鋭々乎として進んでおると思ふのでございまして、したがって、そういう歴史の流れにさからうといふような政策はむづかしい話でございまして、そ

う方向に沿って、それをできるだけ円滑な姿で摩
擦をできるだけ少なくしながらやってまいる配慮
は私もやらなければならぬ仕事だろうと思う
のでございまして、いまわれわれがいろいろの形
で出しておる政策も、そういう角度から評価をし
ていただければ、それなりに歴史的な役割りを説
み取っていただけるのではないかと思っております。
それが一つでございます。

それから第二といたしまして、最近中小企業庁
長官や私もいろいろ話しておるのでございま
すけれども、中堅企業という概念、これをどのよ
うに概念するか、中小企業の上の層で、たとえば
資本金十億未満、資本金五千万以上というよう
なところをかりに中堅企業、これは定立した概念
じゃございませんし、また政策的な概念でもござ
いませぬけれども、そういうものを一応取って
みて調べてみますと、少しふえておるわけござ
います。たとえば中小という響きからくる
ものと、中堅ということばからくる響きとは非常
に違うわけであります。政治的にも非常に違う
と思うのでございまして、中小企業を拡大せよとい
う議論が政策的な要請として各地にあるわけござ
いますけれども、これは中小企業を拡大する
と、だんだん少々の資金も薄められまして効果
があらがいませんか、何か別なカテゴリーを
中小企業者はだんだん少なくなるほうがいいこと
なんです、それからだんだんと進級していく、中小
企業、中堅企業というものがますます持っていくと
いうような政策の道標を政治として打ち立てられな
いものかなというようにございまして、いまわれわれ
の話題にかりかけてきておるわけでございます。

ないか、大ざっぱに言ってそういうような感じが
いたします。

○武藤(山)委員 いまの大臣のお考えにやや私も
賛成なんでしょうが、ただ、大臣のいまの答弁
の中で認識違いは、中小企業は減っていった
と言いますけれども、中小企業白書を見て減っ
ていっていない。年々企業でもって法人だけで三
万五千件消滅しています。個人を入れたらおそら
く七万件くらいが一年間に消滅していくでしょ
う。しかし新たにどんな中小企業になってくる
新規のものの方が、減っていくよりも五%多
いのです。だから年々消えていくものもあるが、現
実はそれがかなりふえてきている。だから構造改
善政策にしても通産省の指導にしても、非常にむ
ずかしいのは、新たに次から次へそういう零細な
のがふえてくるというところから政策の貫徹が非
常にむずかしいのです。そこでそれをどうする
か、さっき私が伺った一番下の層の法人の中
も、そういう小さいグループをどうするのか、こ
れが最大の問題です。そこで大臣はいま、大企
業、中堅企業、小規模企業あるいは零細企業、カ
テゴリーを四つくらいに分類をして、もっと適切
な指導、さらに同じような法のもとに平等な国の
施策がそれぞれのグループ別に行き渡るような配
慮をしたらどうかという示唆をされたわけですが
、これはあなたが大臣のときにきかちつこのカ
テゴリーを確立をして、そしてなるほどわれわれ
零細な者は零細な者なりに、また小規模企業は小
規模企業なりに国は考えているんだという、そ
ういう政策をやるのが親切的な政策なんですね。
いまは中小企業政策とばかり一口で言っていま
すけれども、一口に中小企業といっても、四百二
十三万あるのではありません。そのうち法人というのが
約八十万、あとの大半は個人です。だから開放
経済体制だ、いや資本自由化だ、いや特恵関税だ
といって、あんなに言わなければならぬ、こうしなけれ
ばならぬと言わなければならない、そのなかの中に当
てはまっているのは、いま大臣がいみじくもおつ
しやった中堅企業から上くらいなんです。それ

以下の者の関心度は、そういうものよりも、いま
すぐやらなければならぬ金融の問題、税金の問
題、取引の平等の問題、いろいろあるわけであ
ね。そういうものを同じカテゴリーで解決しよ
うとしてもだめです。抽象論です。まさにムードづ
くりで終わります。構造改善政策も失敗します。
私は、構造改善政策に乗り出して、これからの
いろな業種別に通産省は手だてをせざるを得なく
なると思うのです。その場合にそれが有効に働
くためには、いまのカテゴリーの完全な分類をこ
の辺で、大平通産大臣の時代に確立をすべきだと
私は思うのです。私の希望は、大、中堅それから
小規模企業、さらに零細業、零細業というのは
大体原則として個人業、家業的なもの、その中で
も内部留保が非常に蓄積されていて個人でも法人
よりもすばらしい規模のものもあります。それ
はどこかで何かで、取引量とか資産面とか何かの
カテゴリーをつくって限界を設けるとか、そうい
う新たな構想を大平さんに打ち出してもらいたい
と思うのですが、もう一度決意のほどを伺って
おきたいと思っております。

○大平国務大臣 武藤さんのとらえ方は、企業の
数でいまとらえていますけれども、私の申し上げ
たのは就労者ですね、これは減っていると思いま
す。これは減るはずだと思えます。また減らな
ければ近代化はできないわけでございます。

そこで、しかし仰せのように、非常なたくま
しい繁殖力を持っていますから、どんなふうにお
るのをどうするかという問題ですが、仰せのよう
に、零細から小、中堅、大というふうなもの階
梯をできるだけスムーズに運べる手順が私どもで
つければ、それはたいへんけっこうなことござい
ますから、非常にむずかしいことでございますけ
れども、一応取り組んでみたいと思えます。

ただ一つ、あなたも私も一緒に考えなければなら
ぬと思えますのは、つまり新しい商品がどんど
ん出てきたり、新しい生産様式が出てきたり、あ
るいは最近のように情報産業でございますとか、
いままでなかった産業がだんだん出てきますか

ら、新しくできた産業へ労働力、企業がだんだん
移動してきますので、産業の構造が一定してお
つて、これが次の階梯にのぼっていったというよう
な直線的な進化の過程はなかなかとれないと思
うのです。いろいろな遊水地域があつて、そういう
方面にだんだん出ていって、またそこへの誘導も
円滑にやってまいらなければならないという仕事
をたたいていかねばならぬというふうな仕事
になるのではないかと考えますけれども、いま
言ったサベスチョンにつきましては、政策問題と
いたしまして十分検討してみます。

○武藤(山)委員 紡績業のことはその程度にし
て、今度は織布のほうですね。織物業、これはま
たたいへんつかみどころのむずかしい。団体法
でいま規制をして機械登録をしておりますが、こ
れもなかなかこれをどう構造改善するかという
はむずかしい問題であると思うのであります。
現在全国で綿・スフの場合二十八産地組合、絹・
人絹の場合は八産地組合、これで大体全国のおも
な生産地は全部組合ができていて、こう理解して
よろしいですか。

○高橋(淑)政府委員 綿・スフの産地組合は全国
で六十三、それから絹・人絹は二十五、そのうち
いまおっしゃいましたように綿・スフについては
二十八、絹・人絹については八組合が構造改善を
実施中でございます。ちなみにこの合計三十六組
合で、生産シェアからいいますと、大体六五ない
し六八%程度をカバーいたしております。

○武藤(山)委員 そうすると、通産省のほうでは
六十三組合全部を構造改善の指導対象にしない
で、半分くらいでやめるといふ計画ですか。

○高橋(淑)政府委員 織布につきましてはあくま
でも産地主義あるいは組合主義と申しますか、構
造改善を積極的にやろう、そういう意欲の高まり
の強いところから発足をいたしましたので、それを基
盤として実施をいたしておりますので、決して私
たちはたとえば綿・スフ六十三の組合の半分程度
構想をやればよろしいというようには考えており
ません。できるだけ多くの組合が構想に参加をし

てほしい、このように考えております。

○武藤(山)委員 そうすると、この表を見ますと、かなり大きな、有名な生産地が入っていないのですよ。四十四年一月現在で最初のページが十五組合、その次のページが十四組合、二十九組合です。これで見ると、私どものほうの栃木県足利などというのはいへんな織物場なんですけれども、これが全然ここに載っていないのはどういうわけだか、個別問題になりますが、ちょっと説明してくれませんか。

○高橋(海)政府委員 まだ四十四年度実施の予定を聞いておりませんので、どういふ事情でありませうか私この場で答えできませんけれども、即刻調査させていただきますと思います。

○武藤(山)委員 そうすると、スクラップ・アンド・ビルドをやる場合に、全国の産地が足並みをそろえてやってくれないことは非常な不公平とでございまして、通産省はこれはいくらでも資本主義経済の中で自主的に業界から計画を策定させて、それで通産大臣の認可をとるんだ、だからこれは業界自体の問題なのであって、やるどころがメリットがあつて、やらぬやつが損するのはいしやうがないんだ、こういう指導方針なんです。

○高橋(海)政府委員 繰り返しますが、決してそれは考えておりません。ただこの構造改善対策、しかもこういう特別な助成を与える反面、いろいろと制約もまた実施する者は受けるわけでございまして、そういうところで産地の組合でなかなか踏み切りがつかないというところもあるのが実情でございまして、この点については極力この制度に乗かるように、引き続き綿・人織、綿・スフの連合会等を通じていろいろと勧奨してまいりたい、このように思っています。

○武藤(山)委員 それはやはり全国的なでござい、があまりできたのでは、業界として足を引くべき地域ができたのでは、国がそういう目標を定めて指導しても意味がないのです。織物業の場合にはもう完全に設備は過剰なんですよ。どうですか、

局長。

○高橋(海)政府委員 そのとおりでございます。

○武藤(山)委員 いままでの答申案を讀んでみたりいろいろの頭に入れてみますと、どうも織物業がやはり一番難問をかかえているようですね。あとでまたこの次の質問のときにトリコットの染色を専門に聞きたいと思うのですが、トリコットの染色などでは数が少ないのですから比較的まとめやすいと思うのです。指導もしやすいと思うのです。ところが織物業の場合は非常に数が多のです。事業場数が五万四千くらいあります。これだけのもの、しかも資本金二百万円以下のものはおそろくこのうちの大体八割を占めているでしょう。そういう実情の企業ですから、織物業の取り扱いというのは通産省としてもなかなかたいへんな問題だと思ふのです。

そこで、あと三十分ですからこまかいことを聞いている時間はありませんが、過剰設備の処理をしようという通産省の方針で、答申案に基づいて四十二年度に計画六千台廃棄を一応策定したようですね。四十二年度の過剰設備の処理はどのくらい実施しましたか。

○高橋(海)政府委員 四十二年度の上乗せ廃棄分は四千六百三十六台でございます。

○武藤(山)委員 大臣、いまお聞き及びになりましたように、四十二年度の計画は六千台をまず廃棄しよう、そのうち実施したのが一千台、それから上乗せ廃棄が、計画が九千六百台に対していまの四千六百台、半分にもいってない。それから四十三年度の計画は六千台、実施は四百七十五台、一割に達しない。上乗せが一万九千二百台計画しているのに七千台、こういう実情なんですね。このネックはどこにあるのでしょうか、繊維局長。

○高橋(海)政府委員 上乗せ廃棄の台数の非常に少ないことは仰せのとおりでございます。実はこの構造改善が始まりましたから織機の開発という意欲も非常に高まってまいりました。その結果、革新織機もだいが出回りましたけれども、しかし一部の分野におきましては画期的な織機がいま試

作されておる、これが早晩実用化されるということとで、その発売を待っておるということで織機のビルドがおくれている。それに上乗せ廃棄というのがリンクしたしておりますので、ただいまの御指摘のような上乗せ廃棄のおくれというのが出ておるわけでございます。

○武藤(山)委員 新規発売の織機のことがいまちよと出ましたので、私もしみじみ思うのであります。地元の機屋さんに遊びにいらしていろいろ織機を見ると、日本の織機メーカーが非常に技術開発をサボタージュしている。日本の織機あるいは成型機や編み機もそうですが、優秀なものはみな外国製品ですね。日本のもので優秀な織物機械というのはない。どういふわけなのか。これだけ日本に業者がいて需要もかなりあるだろうと思うのに、日本の機械開発が非常におくれたというのは、どこに原因があるのでしょうか。これもちよと教えてもらいたいです。

それともう一つ、新機械が発売されればかなり更新が行なわれるだろうというのですが、これはいまだどういふメーカーが開発しておるのですか。どういふ織機だか、名前も参考のためにちよとお聞きしておきます。

○高橋(海)政府委員 あとのほうからお答えいたします。

これから実用化しようとしておりますのは、パインレス、これは遠州製作所でございます。それからコップレス、これは豊和工業でございます。最初の、織機の開発がどうしておくれたかという点につきましては、率直に申し上げまして私よくわかりませんけれども、あるいは織機部門以外の部門に力を入れていたというやうな大企業もあつたことが一つの原因ではないか。それからこういうやうな思い切った構造改善対策というものが打ち出される前の状況におきましては、やはり需要面からくる刺激というものがなくておくれがあつたのではないか、このように思います。いすれにしても、私は明確にお答えできません。

○武藤(山)委員 まあ今後国が繊維機械に対してかなり力を入れるという構造改善に比例してメーカーも開発に力を入れるようになると思ひますが、残念ながらいままではイタリアやドイツの機械、トリコットというのは九〇%ドイツの機械にやられておるわけですね。だからそういう点でやはり日本の繊維の機械というのについて、通産省も、外国にたよらなくともできるような体制をどうしたらつくり得るかという、そういう視点でもう少し勉強してもらふように、担当のほうに大臣ひとつ督促してもらいたいと思ふのです。

それから、いま大臣お聞き及びしようが、過剰設備の処理状況が四十二年度六千台の計画に対して実施千台、四十三年度が六千台に四百七十五台はあまりにもこの目標に遠いんですね。原因はいろいろあるのだけれども、局長が、新しい機械がいま発売される目の先だから機械がでるまで足踏みしているんだ、機械ができれば入れかえになって、三台出して一台入れるとか、五台出して二台入れるとか、でも高性能なら採算ベースに乗るから、そうしなければなら上乗せ廃棄もふえるだろう、こういうやうな非常な楽観論も出ます。私はそう簡単に進まないと思ふのですよ、その目標は。いままでやったことが失敗だとか効果があがっていないとかいうことを責めようとして

いるのじゃないんですよ。いまの織物の状況というものが非常に零細なんですね。ですから五反か三反百姓をやしながら、食べるだけにとつて、それでかあちゃんとうちやんが夜の十二時までかきで、他の工場に働きに行った賃金よりはいいや、そういう感覚ですね。だから五万四千も業者がある。こういうのをどうするか。おそろく産地組合に入っていない機屋さん、これがかなりおる。だから指導が貫徹していかない。通産省がいろいろの通達を出しても下まで貫徹しない。それがコストの問題や製品の問題や規格の問題で足を引っぱつておる。片方は金をかけて構造改善だといって前向きに一生懸命力を入れておる。この矛盾をどう解消するか。この問題がまた大問題なの

であります。いま法律で登録制になっている。織機一台買えば必ず登録をしなければ入れられないことになっている。しかし、ことにはなっているが、実際には織機が動いている。やみの織機がいつの間にか入って機屋になってしまふのです。こういうものをどうするか、これまたなかなかないへんな問題なのであります。これはみな構造改善に關係しているわけですから、私聞いているわけなんです。これは憲法上職業選択の自由というものがあつたので、そういうものがたとえやみの織機であつても、商売やつてゐる以上、通産省としてこれを封印して破壊するわけにもいかぬ。するぞとは言ふのです。封印はするのです。しかしなかなかできない。これは憲法違反だなんていってまた業界から騒ぎ立てられる。やはり織物業の場合は、そういう問題と真剣に取り組まないで構造改善できない。やつた結果は、力のあるやつだけがグルーピングをやつて、構造改善をやつて、メリットのある資金を投入してばんばん伸びる。その格差はますます開いて、足を引っぱる者がうようよおる。これをどうしようか。大臣の考えだったら、おれはこんなぐあいにやつてみたいがどうしようかという、何か構想はおありでしょうか。ほんとうのしろうと論です。私、大臣の答弁のあげ足をとつて、いや、こうじゃないかというつもりは毛頭ございせん。しかしいまの話を聞いて、この状況がこんなぐあいだと、これでは国が金を投資してゐるめんどうを見てもあまり効果ないじゃないかという疑問、そういうようなものをいまお聞きになつて、大臣、どうしたらいと思ひますか。

○大平國務大臣 それを言う前に、先ほどの技術開発の問題ですけれども、これは繊維産業ばかりでなく、全体として非常におくれておりました。ロイアルティの支払いが八百億円をこえてゐるのに、六、七%くらいのリターンしかないというやうな、非常なびつこになつておりました。おそらく明治、大正、昭和にかけて、日本は繊維を含めまして模倣時代であつたと思ひのです。模倣は

非常に楽なんで、先人が開拓した道でございますから、目標ができて、同じやうなことをやれば、ある程度限度がわかつておりますから、それに追いつくことはできるわけでございます。そのほうが安全なわけでございますが、独自の技術の開発というやうな点、危険をおかして金をかけてやるといふやうな、日本の産業全体また産業政策全体になつたという点が非常に残念なことでございます。いま、このあたりからターニング・ポイントが来ているのじゃないか、そういう感じが非常にいたします。繊維の問題ばかりじゃございませんで、そういう感じがいたします。

それから、いまの非常に零細が多い、なかなか規制がむずかしい、成果があがらない、仰せのとおりでございます。これはアジア的な風土ですか、非常に腰の重い経済でありまして、画一的に規制してまいるというところはなかなかむずかしいと思ひますが、問題は、そういうところに滞留している労働力が滞留する経済的な余裕がない環境がだんだんできつた、つくりつたと思ひますのでございまして、できるだけ省力化していかぬと、また労働力の逼迫が激しくなつてまいりました。そういう旧式の生産過程の中で不完全雇用の状態においてあるというやうなことが許されないやうな状態をできるだけつくります。それもしかし冷酷なことではできないのでございまして、けれども徐々にそういう環境をつくり上げて、だんだんと追い出していくということが一つ。それから第二は、業体のことは業体にお願ひしなければいかぬ、それが原則で私も産業政策をやつておるわけでありまして、実際に武藤さんおっしゃるやうに、こういう時代になつておりながら非常に保守的なんですね。それで新しいことをいろいろ申し上げると、一年待つてくれ、二年待つてくれといつて逆陳情が非常に多いというやうなことは、要するにその業体の組織しておる組合でもなかなか手に負えない、コンセンサスをつくるのになかなか骨が折れておるのではないかと、非常にお察しするのでありますけれども、これは政

府がだんだんと団体を強化し、団体の統制力をだんだん強める方向にお手伝ひをして、それでその団体に従つたほうにやはり利益であるという保障も与えながら進めてまいりしかたがないのではないかと思ひます。抽象論でなく、個々のケース・バイ・ケースに氣をつけて行政指導をやつていきたいと思ひます。

○武藤(山)委員 その組合の力を強めるというところがやはり第一だということは賛成ですが、問題は組合というものがやはり幹部組合で、どうしても余剰のある、地域では比較的大きい、そういう人が大體指導的立場に立っている。だからほんとうのこまかい零細な者は、いつても議論の中でも、また対策の中でも全然メリットがないのです。結局その中堅のものだけがうまみがある。たとえば商工会議所にしたつて、商工会議所の運営の実態というものはやはり上のほうの層は直接いろいろのことがあるが、下のほうは全く恩恵がない。そういう段階だから、さつき言つたカテゴリー、中小、小規模零細、どういう形になるか、いづれにしてもそういうカテゴリーをこの際再編成して、それぞれの組合の中においても、ほんとうの零細なものに対する部会なら部会というものをきつとつくらせて、下からのこういう層の人たちの声はこうだ、それから中堅の連中はこうなんだという。おそろく矛盾する意見が出てくるのです。そういうものを吸収できる組合体制にいまの組合自体がなつていない。そういうところいろいろの問題がやはりあると思ひます。それは組合指導の場合には、通産省はこれからぜひそういう点まで配慮して指導していかねばいけません。こう私は思ひます。これは提言でありますから、今後そういう方向でひとつ検討していただきたいと思ひます。

もう時間ありませんからやめますが、織物業、織布で、四十三年度はまだ年度が終わつていないから、どの程度企業規模の適正化が進んだか資料ではわからないわけですね。四十二年度はわかつてはありますが、グルーピングが七十八件ある。それから協同組合や合同企業、これを入れると二百十二件あつた。四十三年度はどういふ実情になつておつて、規模別に、大體どういふ規模のものはどういふ形の合同あるいはグルーピングをしているのか、四十三年度はどんな状況に進んでゐるのか、これはひとつあとで明らかにわれわれの前に提出していただきたいと思ひますのであります。いままで構造改善のために答申が出されておりますが、五年間に七万八千台の編立機と関連設備の近代化を行なへ、こういう大方針を立てて、非常な金のかかる方針を出しているわけですね。ところが、政府の予算措置というものはまことに微々たるもので、こんな程度では答申案の実施に必要な資金量は三千九百億円の巨額を必要とする。初年度に七百八十億円の資金需要は計算しなければならぬ。こう答申を出している。ところが、政府の今回の予算の中でメリヤスに出したのを見て、ほんとうにわずかなんですね。この次、今度は税制面、金融面、いろいろ詳細に伺いたいと思ひますが、いづれにしても、政府のこういう努力がほんとうに効果あらしめる方向に進まなければ税金のむだ使いになるんじゃないか、こういうことを非常に心配をするわけでありまして、わが党もこの特定繊維工業構造改善臨時措置法の改正には賛成でありまして、何とか業界に混乱や格差や不公平、悪平等、そういうものが起こらないやうに最大の慎重な配慮をする必要がある、こういう立場からいろいろ質問をしなければならぬと思ひます。

最後に――あとのメリヤスと染色はこの次の質問に留保しておきますが、きよの質問の最後に、委託加工基本契約書例ですね。これは局長知つてゐるでしょう。たとえば親企業が下請に出す場合に、いまの場合はほとんどきつちとした契約なんか結んでいない。失敗が出ればこれは下請のおまえの全額責任だ、かりに生地に原因があつてもそれは加工屋のほうの責任が、こういう形

で、力の弱い者が押しつけられる。したがって、この構造改善政策を推し進めるにあたっては、何といつても委託加工の契約書をきちっとつくる必要があるのじゃないか。そういうものをつくるべきだという提言が行なわれて、大手商社と染色業者あるいは大手商社と製造業者、そういう間における基本契約というものを通産省が指導すべきではないか。これは業者にまかしておいたのではやはりはせぬ。また、やるにしても非常に一方的な、下請ばかり弱い立場の契約書になる可能性がある。この問題について、すでに染色業界からひな型が通産省に提示されて詰めたような話もちよつと聞いたのでありますが、その指導方針はどうなつたんですか。

○高橋(淑)政府委員　いまおっしゃいましたように、染色業界から試案として提出をされておりますので、私どもの手元でいま鋭意検討をいたしております。

○武藤(山)委員　鋭意検討しておる、ずいぶん検討の時間がかかるんじゃないかと思うのですが、大体こういう方向のものをつくるほうがいいと考えているのか。それは資本主義社会なんだから、契約の社会だから相対できめるのが当然で、通産省はそこまで行政指導はやれぬという考えなのか、その辺はどうなんですか、はつきりひとつここで言ってください。

○高橋(淑)政府委員　構造改善の趣旨にかんがみまして、これを取り上げる方向で鋭意検討をいたしております。

○武藤(山)委員　あとメリヤス、染色に質問が入るわけですが、時間がちょうど本会議前三十分になりますので、途中になりますから、あとは留保して、この次の質問の機会にゆくりまたお尋ねしたいと思います。ありがとうございます。

○大久保委員長　本日の議事はこの程度にとどめます。

次回、来たる十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日

はこれにて散会いたします。
午後一時二十四分散会

昭和四十四年三月二十四日印刷

昭和四十四年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局